

資金繰りの不安が、建設現場を止めてしまわないように――。

建設業振興基金では、中小・中堅建設企業の資金需要に対応するため、債務保証などの金融支援事業を行っています。

つなぎ資金が必要だが担保が足りない…

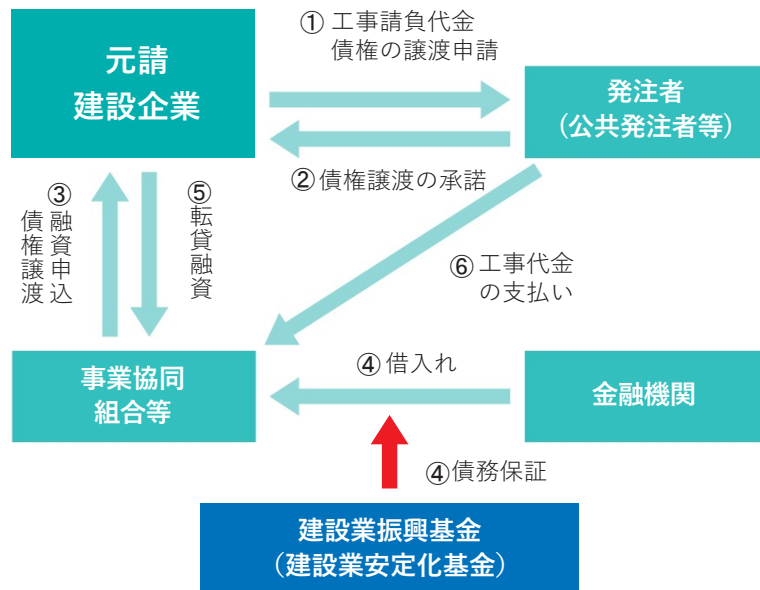
公共工事を受注したが入金まで期間がある…

元請からの支払いが滞る可能性がある…

こうした場面での支援制度の活用をバックアップ！

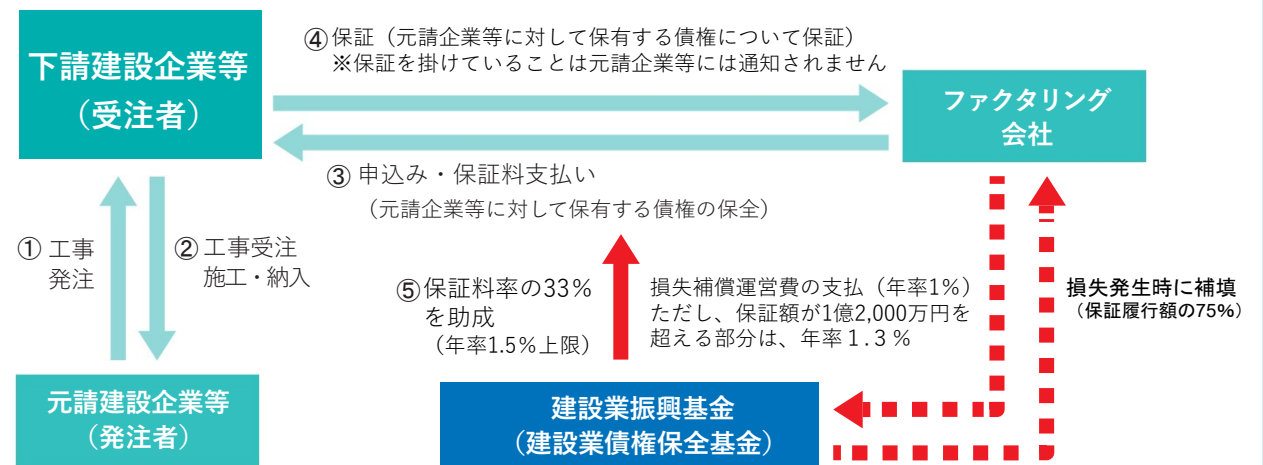
出来高融資制度（元請建設企業等向け）

請負工事の出来高に応じて資金を借入れする際、債務保証人として本財団が信用補完を行います。金融機関にとっても貸出しやすくなり、建設企業の資金調達をスムーズにします。



下請債権保全支援事業（下請建設企業等向け）

元請企業が倒産などした際、下請企業の未払い債権を支払保証する仕組みです。手形等の確定債権の買収も行っています。低廉な保証料・手数料で、中小下請企業の経営リスクを軽減します。



共同事業等の債務保証（建設業団体向け）

共同施設等の設置や共同購買などの共同事業や、組合員などに対する転貸融資を行うための資金を金融機関から借入れする際に、本財団が債務保証を行います。